

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都港区西新橋三丁目7番1号

(名 称) 株式会社ジャパンディスプレイ

(法人番号 6040001059563)

上記被審人に対する令和2年度(判)第15号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官川嶋彩子、審判官城處琢也、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

(1) 納付すべき課徴金の額 金21億6333万4996円

(2) 課徴金の納付期限 令和3年4月26日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和3年2月25日

金融庁長官 氷見野 良三

(別紙)

1 課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に該当

被審人は、東京都港区西新橋三丁目 7 番 1 号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されている会社である。

被審人は、架空の期末在庫の計上による売上原価の過少計上、販売見込みのない在庫の評価損未計上による売上原価の過少計上、収益の認識基準を満たしていない売上の計上、固定資産の過大計上等、不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、

(1) 下表 1 のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等（以下「継続開示書類」という。）を提出し、

表 1

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
1	平成 28 年 2 月 9 日	第 14 期第 3 四半期（平成 27 年 10 月 1 日～同年 12 月 31 日）に係る四半期報告書	平成 27 年 4 月 1 日～同年 12 月 31 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲2,192 百万円であるところを 4,411 百万円と記載	・売上原価の過少計上
2	平成 28 年 6 月 21 日	第 14 期（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）に係る有価証券報告書	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	営業利益が 10,921 百万円であるところを 16,710 百万円と記載 親会社株主に帰属する当期純利益が ▲42,078 百万円であるところを ▲31,840 百万円と記載	・売上原価の過少計上

3	平成 28 年 8 月 9 日	第 15 期第 1 四半 期（平成 28 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日）に係る 四半期報告書	平成 28 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日の第 1 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	営業利益が ▲8,174 百万円である ところを ▲3,411 百万円と記載	・売上原 価の過少 計上
4	平成 28 年 11 月 9 日	第 15 期第 2 四半 期（平成 28 年 7 月 1 日～同年 9 月 30 日）に係る 四半期報告書	平成 28 年 4 月 1 日～同年 9 月 30 日の第 2 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	営業利益が ▲6,258 百万円である ところを ▲2,176 百万円と記載	・売上原 価の過少 計上
5	平成 29 年 2 月 8 日	第 15 期第 3 四半 期（平成 28 年 10 月 1 日～同年 12 月 31 日）に係る 四半期報告書	平成 28 年 4 月 1 日～同年 12 月 31 日の第 3 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	営業利益が 5,847 百万円であると ころを 10,475 百万円と記載	・売上原 価の過少 計上
6	平成 29 年 6 月 21 日	第 15 期（平成 28 年 4 月 1 日～平 成 29 年 3 月 31 日）に係る有価証 券報告書	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	営業利益が 10,677 百万円である ところを 18,502 百万円と記載	・売上の 過大計上 ・売上原 価の過少 計上 ・販管費 の過少計 上
7	令和元年 6 月 19 日	第 17 期（平成 30 年 4 月 1 日～平 成 31 年 3 月 31 日）に係る有価証 券報告書	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 862 百万円であるところ を 7,023 百万円と記載	・固定資 産の過大 計上によ る純資産 の過大計 上

（注）金額は百万円未満切捨てである。

(2) 下表2のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書(以下「発行開示書類」という。)を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、平成29年1月11日、新株予約権付社債を45,000,000,000円で取得させ、平成30年4月25日、34,965,000株の株券を4,999,995,000円で取得させたものである。

表2

番号	発行開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容	主な事由
8	平成28年 12月21日	有価証券届出書 (新株予約権付社債の募集)		「第三部 参照情報」	表1の番号2～4に掲げる第14期に係る有価証券報告書並びに第15期第1四半期及び第15期第2四半期に係る四半期報告書を参照	・売上原価の過少計上
9	平成30年 3月30日	有価証券届出書 (株券の募集)		「第三部 参照情報」	表1の番号6に掲げる第15期に係る有価証券報告書を参照	・売上の過大計上 ・売上原価の過少計上 ・販管費の過少計上

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1、同3及び同5の各事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第176条第2項、
第185条の7第6項、第30項

表1の番号2及び同6の各事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項、第176条第2項、第185条の7第6項、
第30項

表1の番号4の事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第185条の7第6項、
第30項

表1の番号7の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項、第185条の7第14項

表2の番号8の事実につき

法第172条の2第1項第1号、第3項、第5条第1項

表2の番号9の事実につき

法第172条の2第1項第1号、第3項、第5条第1項、第176条第2項、
第185条の7第14項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1及び同2の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第14期事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)第3四半期(平成27年10月1日から同年12月31日まで)に係る四半期報告書(以下「第14期第3四半期報告書」という。)及び同事業年度に係る有価証券報告書(以下「第14期有価証券報告書」という。)ごとに算出した額(以下「個別決定ごとの算出額」という。)は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第14期第3四半期報告書	13,640,630円
第14期有価証券報告書	13,785,226円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えることから、

第14期第3四半期報告書については、13,640,630円の2分の1に相当する額である6,820,000円(法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨て。以下、この項において同じ。)

第14期有価証券報告書については、13,780,000円

となるが、第 14 期第 3 四半期報告書及び第 14 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 14 期事業年度）に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、13,780,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分（同第 30 項の規定により 1 円未満の端数を切り捨て）することとなり、

第 14 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$13,780,000 \times 6,820,000 / (6,820,000 + 13,780,000)$$

$$= 4,562,116 \text{ 円}$$

第 14 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$13,780,000 \times 13,780,000 / (6,820,000 + 13,780,000)$$

$$= 9,217,883 \text{ 円}$$

となる。

表 1 の番号 3、同 4、同 5 及び同 6 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 15 期事業年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）第 1 四半期（平成 28 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 15 期第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期（平成 28 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 15 期第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期（平成 28 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 15 期第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第 15 期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 15 期第 1 四半期報告書	7,295,015 円
第 15 期第 2 四半期報告書	5,988,419 円
第 15 期第 3 四半期報告書	9,064,965 円
第 15 期有価証券報告書	8,231,356 円

が、第 15 期第 1 四半期報告書、第 15 期第 3 四半期報告書及び第 15 期有価証券報告書については、

- ② 6,000,000 円

を超えることから、

第 15 期第 1 四半期報告書については、7,295,015 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,640,000 円（法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨て。以下、この項において同じ。）

第 15 期第 3 四半期報告書については、9,064,965 円の 2 分の 1 に相当する額

である4,530,000円

第15期有価証券報告書については、8,230,000円

第15期第2四半期報告書については、

② 6,000,000円

を超えないことから、

第15期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

となるが、第15期第1四半期報告書、第15期第2四半期報告書、第15期第3四半期報告書及び第15期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第15期事業年度）に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、9,060,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分（同第30項の規定により1円未満の端数を切り捨て）することとなり、

第15期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$9,060,000 \times 3,640,000 / (3,640,000 + 3,000,000 + 4,530,000 + 8,230,000) \\ = 1,699,917 \text{円}$$

第15期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$9,060,000 \times 3,000,000 / (3,640,000 + 3,000,000 + 4,530,000 + 8,230,000) \\ = 1,401,030 \text{円}$$

第15期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$9,060,000 \times 4,530,000 / (3,640,000 + 3,000,000 + 4,530,000 + 8,230,000) \\ = 2,115,556 \text{円}$$

第15期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$9,060,000 \times 8,230,000 / (3,640,000 + 3,000,000 + 4,530,000 + 8,230,000) \\ = 3,843,494 \text{円}$$

となる。

表1の番号7の事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第17期事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）に係る有価証券報告書について算出した課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額5,710,102円が、

② 6,000,000円

を超えないことから、

6,000,000円

となるが、第17期有価証券報告書については、法第26条第1項の規定による検

査等が行われる前に、課徴金の減額に係る報告書が提出されていることから、法第 187 条の 7 第 14 項の規定により、

6,000,000 円に 100 分の 50 を乗じて得た額に相当する額である 3,000,000 円
となる。

表 2 の番号 8 の事実につき

法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、被審人の平成 28 年 12 月 21 日提出の有価証券届出書（新株予約権付社債の募集）に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた新株予約権付社債の発行価額の総額 45,000,000,000 円の 100 分の 4.5 に相当する額である 2,025,000,000 円
となる。

表 2 の番号 9 の事実につき

法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、被審人の平成 30 年 3 月 30 日提出の有価証券届出書（株券の募集）に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた株券の発行価額の総額 4,999,995,000 円の 100 分の 4.5 に相当する額である 224,999,775 円
に、法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて、
224,990,000 円

となるが、平成 30 年 3 月 30 日提出の有価証券届出書（株券の募集）については、法第 26 条第 1 項の規定による検査等が行われる前に、課徴金の減額に係る報告書が提出されていることから、法第 185 条の 7 第 14 項の規定により、

224,990,000 円に 100 分の 50 を乗じて得た額に相当する額である 112,495,000 円
となる。